埼医業Ⅰ第 1756 号
令和６年 10 月 11 日

郡市・大学医師会長　　殿
（ 担 当 理 事 ）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　髙　木　　学）
（公印省略）

国からの個人防護具の無償配布について

標記の件について、埼玉県保健医療部感染症対策課長から周知方依頼がありましたので、別紙のとおり通知いたします。

つきましては、貴会会員あて別添「国からの個人防護具の無償配布について【希望数の照会】」を以てご周知くださるようお願い申し上げます。

記

１．配布物資：N95 マスク（DS2 マスクを含む）、ガウン*、非滅菌手袋
*「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、
「サージカルガウン」から選択可

２．申請期限：令和６年１０月２５日（金）

３．申請方法：埼玉県電子申請システムによる申請

４．問合せ先：埼玉県感染症対策課（感染症担当 本多）
ＴＥＬ　０４８（８３０）７３３０
E-mail　a3510-17@pref.saitama.lg.jp

担　当：埼玉県医師会業務Ⅰ担当（飯野）
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
E-mail：iino@office.saitama.med.or.jp

感対第５３８－２号
令和６年１０月１０日

各郡市医師会長　様

埼玉県保健医療部感染症対策課長
谷口　良行（公印省略）

国からの個人防護具の無償配布について（周知依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省から、別紙事務連絡（令和６年１０月３日付け）により、個人防護具の無償配布に係る案内がありました。

つきましては、貴会会員に、別添のとおり御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

１　配布物資

N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、ガウン*、非滅菌手袋
*「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可

２　申請期限

令和６年１０月２５日（金）

３　申請方法

埼玉県電子申請システムによる申請

担　当：感染症担当　本多
電　話：０４８（８３０）７３３０
メール： a3510-17@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和６年 10 月３日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

個人防護具の配布の実施について

医療用（サージカル）マスク、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む。）、フェイスシールド（ゴーグル等を含む。）及び非滅菌手袋（以下「個人防護具」という。）については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄を行ってまいりました。

国においてはこれまで、個人防護具の配布を実施しており、令和５年６月 30 日付け事務連絡「医療用物資の追加配布の実施について」等により都道府県に周知したところです。

令和６年度においても、個人防護具の配布を、下記のとおり実施することとしました。都道府県におかれましては、今般の個人防護具の配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の各施設への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

記

１　配布の内容について

○　配布においては、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、ガウン（※）及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。

（※）ガウンについては、「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可能です。

○　配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の３に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等及び自治体（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。

○　配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告いただき、国から配布するものとします。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量を優先的に配布するものとし、その他の施設につきましては、抽選等で選出させていただきます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご留意ください。

また、自治体自体の希望につきましては、自治体以外の配布対象施設の希望数量が上限に達しない場合に配布対象といたします。

○　各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される物資は、使用推奨期限が令和７年度中に切れるものとなります。

○　今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

（１）使用用途

・　配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。

（２）転売禁止のための実効性の担保

・　転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※　なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を止めるよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

２　配布の手続について

○　都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量をとりまとめ、「別紙」の様式１、２及び３に配布先の所在地や希望する個人防護具の数などの必要情報を記入の上、令和６年 11 月１日（金）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）

○　個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において今後必要となる数のご登録をお願いします。

○　配布対象施設への個人防護具の配布については、配布数等を整理して令和６年 12 月を目途に順次配布を開始し、令和７年３月頃を目処に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

○　本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、各施設の周知に当たりご留意いただきますようお願いします。

担当者連絡先　医療用物資等確保対策推進室
TEL：　03-5253-1111(内線8273,8209)
03-3595-3454(直通)

別添

国からの個人防護具の無償配布について【希望数の照会】

昨年度に引き続き、国から医療機関等に対して、個人防護具を無償配布することとなりました。

※厚生労働省からの事務連絡「個人防護具の配布の実施について」（令和６年１０月３日付け）

国からの配布を希望される場合は、下記を御確認いただき、埼玉県電子申請システムからお申込みください（希望しない場合の御連絡は不要です)。

なお、お申し込み後の修正・取消はできませんのでご注意ください。

記

１　対象施設

埼玉県内に住所がある（１）～（７）の施設等

（１） 医療機関（病院、診療所、助産所）
（２） 歯科診療所
（３） 薬局
（４） 訪問看護事業所
（５） 高齢者施設（通所・入所・訪問いずれも対象）
（６） 障害者施設（通所・入所・訪問いずれも対象）
（７） 自治体

２　配布物資の内容　※全て 100 枚単位

銘柄・材質・サイズ指定不可

（１） N95 マスク（DS2 マスクを含む。）
（２） ガウン（アイソレーションガウン、プラスチックガウン、サージカルガウンから選択可）
（３） 非滅菌手袋（最小 300 枚から）

※配布物資は、使用推奨期限が令和７年度中に切れるものです。

３　申請期限

令和６年１０月２５日（金）１５時

4　申請方法

以下の埼玉県電子申請システムの専用フォームからお申込みください。

※利用者登録は不要です。

※申請後の修正・取消はできませんので、ご注意ください。

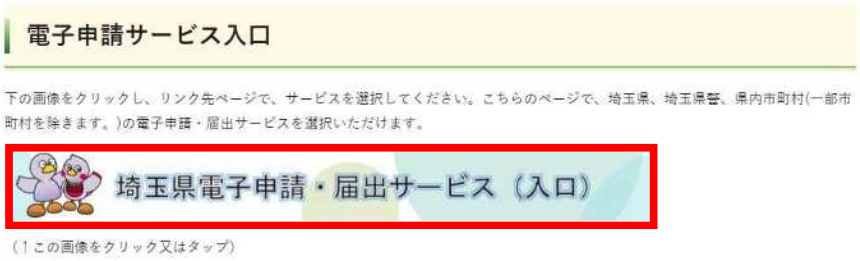
【URL】https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=81535

【QR コード】

※電子システムの専用フォームへは以下の手順からでもアクセスできます。

①検索エンジンにて「埼玉県電子申請」で検索、トップの「電子申請・届出サービス - 埼玉県」にアクセス

②「埼玉県電子申請・届出サービス（入口）」を選択



③「埼玉県への申請・届出」を選択

④検索キーワード欄に「個人防護具の無償配布」と入力し「絞り込みで検索する」を選択



⑤手続き一覧に表示される「〆10/25（金）国からの個人防護具の無償配布について」

を選択

※利用者登録せずに申込ができます。

5　配送予定期間

令和６年１２月～令和７年３月頃を目途に配送完了予定

※配送日時の指定不可

6　留意事項

（１）**出荷される物資は、使用推奨期限が令和７年度中に切れるものです。**

（２）各物資の銘柄・材質・サイズ・色は、指定できません。

（３）配布物資については県からではなく、国から配送いたします。なお、配送費用含め、無償での配布となります。

（４）希望数量が上限に達する場合は、協定締結医療機関＊を優先し、その他の施設につきましては、抽選等で選出されます。そのため、申請をしても数量調整がされる場合や配布されない場合があります。

（５）対象となる施設は、埼玉県内に住所のある施設に限ります。埼玉県外の住所には配送できません。

（６）キャンセル・返品・数量変更等は対応できません。受入れスペースの確保にご注意ください。

（７）その他留意事項などは、厚生労働省からの事務連絡「個人防護具の配布の実施について」（令和６年１０月３日付け）を御確認ください。

＊ 協定締結医療機関…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114 号）第36 条の３に基づく医療措置協定を締結した医療機関

7　問合せ先

担　当：埼玉県保健医療部感染症対策課　感染症担当　本多

電　話：０４８-８３０-７３３０

メール：a3510-17@pref.saitama.lg.jp